

企業局入札後審査方式一般競争入札（ダイレクト型）実施要領

（趣旨等）

- 第1 県は、建設工事の条件付一般競争入札に関し、入札参加者の手続の負担軽減、入札業務の効率化、入札参加資格の慎重な審査、不良不適格業者の参入の阻止及び入札に係る不正行為の防止を図るため、入札書提出後に入札参加資格を最低価格提示者から審査して適格の場合に落札決定する入札後審査方式条件付一般競争入札（以下「ダイレクト入札」という。）を実施するものとし、その実施に関しては、別に定めがあるもののほか、この要領によるものとする。
- 2 ダイレクト入札は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式又はその他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する入札（以下「電子入札」という。）により行うものとするが、電子入札が困難な場合等は、郵送により書面による入札書を提出する入札（以下「郵送入札」という。）によって行うものとする。
- 3 ダイレクト入札は、入札参加者に入札保証金を納めさせる工事については、開札日の前日までにその者の入札保証金の納付に係る審査を行い、適格の場合に当該入札に参加させるものとする。

（適用工事等）

- 第2 ダイレクト入札は、原則として、すべての一般競争入札発注工事に適用するものとする。ただし、入札前に、技術提案又は入札参加資格の審査を行う必要があるとき等、ダイレクト入札の適用が適当と認められない場合はこの限りでない。
- 2 ダイレクト入札の適用は、建設工事競争入札委員会（以下「入札委員会」という。）において決定するものとする。
- 3 ダイレクト入札における電子入札で行う場合の運用に関し、この要領で定めるものほか必要な事項は、別に定めるものとする。

（入札参加条件の決定）

- 第3 建設工事執行規則（昭和39年宮城県規則第9号。以下「執行規則」という。）第2条第2号に規定する工事執行者（以下「工事執行者」という。）は、ダイレクト入札を行うときに、別に定める条件付一般競争入札等参加資格条件設定基準等に基づき、入札参加条件設定調書（以下「条件設定調書」という。）を作成する。この場合、入札方法等の欄に「条件付一般競争入札・ダイレクト型」と記載するものとする。
- 2 入札参加条件は、前項で作成した条件設定調書を内申し、入札委員会において入札方法と併せて決定するものとする。

（入札公告等）

- 第4 入札公告は、所定の掲示により行うものとし、次に掲げる入札関連書類とともに宮城県建設工事等電子入札実施要領（平成17年8月1日施行）第2第3号に規定する宮城県建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に掲載し、入札参加希望者が閲覧及びダウンロードできるようにするものとする。この場合、原則として入札公告及び入札関連書類の写しは、IT環境の整備されていない業者を除き配布しない。

- (1) 宮城県企業局建設工事競争入札参加心得
- (2) 入札書（郵送入札）
- (3) 設計図書等に関する質問・回答書（郵送入札）
- (4) 配置技術者届出書
- (5) 施工実績等確認調書
- (6) 契約保証に関する説明事項
- (7) 入札書郵送用の封筒の書式例（郵送入札）
- (8) 施工体制事前提出方式（オープンブック方式）について
- (9) 工事費内訳書
- (10) 工事費内訳書記入要領
- (11) 宮城県建設工事元請下請関係適正化要綱
- (12) 電子入札に関する説明事項
- (13) 入札保証に関する説明事項

（見積期間）

第5 ダイレクト入札の場合の見積期間は、企業局建設工事執行規則取扱要綱（平成15年4月1日施行。以下「取扱要綱」という。）第11によるものとし、その起算は、執行規則第7条の2の規定にかかわらず、入札公告で定める入札書提出期限の前日からとする。

（設計図書等の閲覧等）

第6 設計図書等は、3部（閲覧・貸出用）を用意するとともに指定の箇所での有料複写もできるものとする。

2 コンパクトディスク等の電子媒体（以下「電子媒体」という。）に設計図書等を記録できる工事については、当該電子媒体による貸出しもできるものとする。

（質問の受付・回答）

第7 質問の受付期間は、入札公告日から入札書提出期限の前日までの間で6日間程度とし、電子入札システムから工事を発注する課（室）及び工事執行者の所属する地方公所で受け付けるものとする。ただし、郵送入札を適用した工事にあっては、所定の様式により契約課及び工事執行者の所属する地方公所（以下「発注機関」という。）で受け付けるものとする。

2 質問への回答は、質問受付期間後の回答作成期間を確保した上で入札書提出期限の前日までの3日間程度の期間を設定し、発注機関等において回答書を閲覧に供することにより行うものとする。

（工事費内訳書の提出等）

第8 工事執行者は、ダイレクト入札においては、取扱要綱第6第3項により、次のとおり原則として入札参加者全員に入札書と併せて工事費内訳書の提出を求めるものとする。

- (1) 工事費内訳書は、様式を指定するものとし、電子入札システムに当該様式を添付してダウンロードできるようにする。ただし、様式を指定することが困難な場合は、この限りでない。
- (2) 電子入札システムから電子ファイルのデータの送信（以下「送信ファイル」という。）により提出を求めるものとする。ただし、郵送入札を適用した工事の場合にあっては、

電子媒体に記録した電子ファイルにより提出を求めるものとする。

- (3) 第1号のただし書の規定による場合又は電子ファイルにより提出を求めることが困難な場合については、任意の様式又は指定された様式で作成した工事費内訳書を送信ファイル、記録済みの電子媒体又は文書による提出を求めることができるものとする
- 2 前項第2号により提出を求める工事費内訳書（以下「入札書に添付する工事費内訳書」という。）は、積算内容及び工事の施工体制を明らかにするために必要な項目の内訳を求めた、施工体制事前提出方式（オープンブック方式）を適用するものとする。
- 3 工事執行者等は、入札参加者が提出した入札書に添付する工事費内訳書の電子ファイルに、工事名及び入札参加者が特定できるファイル名を付して工事ごとに区分し、電子媒体に保存するものとする。
- 4 工事執行者は、工事請負契約書第7条により、下請負人を承認する場合は、下請負人の名称、下請負代金額、下請負の内容及びその他必要な事項について、入札書に添付する工事費内訳書により確認するものとする。
- 5 工事執行者は、宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱（平成13年4月1日施行）の別表1から3に掲げる書類又は建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳の提出を受けた場合は、下請負人の名称、下請負代金額、下請負の内容及びその他必要な事項について入札書に添付する工事費内訳書により元請・下請関係の調査を行うものとする。
- 6 工事執行者は、適正な元請・下請関係を確保するために、前項による調査のほか、別に定める工事現場等における施工体制の点検要領（平成13年11月1日施行）及び一括下請負に関する点検要領（平成13年11月1日施行）により、工事の施工段階において監督及び検査を確実に行うものとする。
- 7 前3項に規定する入札書に添付する工事費内訳書に基づく具体的調査方法については、別に定める。

（入札書等の提出）

- 第9 入札書は、別に定める方法により提出させるものとする。
- 2 郵送入札は、二重封筒とし、入札書、工事費内訳書（入札書に添付する工事費内訳書に限る。）及び建設工事総合評価落札方式（簡易型及び標準型）実施要領（平成18年4月1日施行。以下「総合評価落札方式実施要領」という。）第2の規定を適用した工事の場合は同要領第11で規定する総合評価技術資料（以下「総合評価技術資料」という。）を中封筒に入れ、封かんの上、入札者の名称及び入札参加登録承認番号、入札に係る工事名及び工事番号並びに開札日を表記し、外封筒には入札書を同封した中封筒、配置技術者届、入札公告等により指定された書類及び連絡担当者の名刺1枚を入れ、表に開札日及び入札書在中の旨を朱書きすることとする。
- 3 既に提出した入札書及び総合評価技術資料の訂正及び差し替え並びに再提出は、認めない。
- 4 入札保証金の納付に係る書類の提出は、入札書の提出期限までとし、持参又は郵送（配達証明付き郵便に限る。）によるものとする。この場合において、郵送による提出のときは、第2項に規定する外封筒に入れることができるものとする。

（入札の無効）

- 第10 取扱要綱第18に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、原則として無効とする。

- (1) 郵送入札において、工事名等の錯誤がある入札

- (2) 指定した期日に工事費内訳書の提出のない入札
 - (3) 郵送入札において、入札書と当該入札書を同封した中封筒に記載された工事名が異なる入札
 - (4) 入札書と異なる工事又は金額の工事費内訳書が提出された入札
 - (5) 郵送入札において、入札公告等に指定された提出先と異なるところに提出された入札
- 2 郵送入札において、入札書を中封筒に入れず、直接、外封筒に入れたものは無効とする。この場合、無効とした入札書は、その郵送されたものを入札執行者と郵送した者で直接確認の上、返却するものとする。

(入札書提出期限等)

- 第111 入札書の提出期限は、原則として開札日の前々日とする。
- 2 入札書は、電子入札システムを使用して提出期限までに提出しなければならないものとする。
 - 3 郵送入札は、配達証明付き郵便により提出期限までに発注機関又は指定した提出先に到達しなければならないものとし、提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しないものとする。
 - 4 入札執行者は、郵送入札の提出先として、郵便局の私書箱を指定することができるものとする。

(入札書の保管等)

- 第112 入札書の管理及び到達の確認等は、電子入札システムにおいて処理するものとする。
- 2 郵送入札により到達した入札書の保管は、発注機関ごとに施錠できる保管場所を設け、入札・契約情報管理マニュアル（平成16年3月31日出納局長通知）に定められた入札・契約関連情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）が厳重に管理するものとする。
 - 3 郵送入札による入札書の到着の確認の問い合わせについては、入札書投かん者が郵便局からの配達証明の返信通知で各々確認できることから、一切応じないものとする。

(入札調書の作成)

- 第113 入札調書は、電子入札システムにより作成するものとする。
- 2 郵送入札を適用した工事の場合は、発注機関の入札担当者（以下「入札担当者」という。）は、開札日前日に管理責任者の許可を得て、入札書が郵送された中封筒の表記を基に入札調書を作成するものとする。この場合、いかなる理由があっても中封筒を開封してはならない。
 - 3 入札担当者は、前項の入札調書の作成に当たり、入札参加条件に合致しない業種の業者及び宮城県工事管理システムに入力できない業者にあっては、入札調書に手書きで追加記載する（資格審査は入札後に行うので、明らかに資格がないと分かる業者であっても、入札調書には記載しておく。）ものとする。
 - 4 電子入札を適用した工事で郵送入札も併用して執行する場合は、電子入札システムによる入札調書に、郵送入札も追加して作成するものとする。この場合の郵送入札書の取扱は、第2項に準ずるものとする。

(開札)

- 第14 開札は、入札公告で指定した開札日時、開札場所において開札するものとする。
- 2 開札は公開とし、希望があれば入札参加者以外の立会いも認めるものとする。
- 3 開札時に入札参加者が立ち会わないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の8第1項の規定により当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。その場合、当該職員は、入札調書に立会人の記名を行うものとする（入札参加者が立ち会う場合は、入札参加者の記名は不要）。
- 4 前項の規定にかかわらず、電子入札の場合は、政令第167条の8第2項の規定により、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせないことができるものとする。
- 5 入札執行者は、開札後、最低価格提示者から上位5者の価格までの入札金額、業者名、調査基準価格を公表の上、入札を保留し、最低価格提示者から順に資格審査を行った上、後日落札決定する旨を宣言する（調査基準価格を下回った場合は履行能力確認調査のため、建設工事総合評価落札方式（簡易型及び標準型）実施要領（平成18年4月1日施行）第2を適用した工事にあっては総合評価を行うため保留する旨をあわせて宣言する。）ものとし、郵送入札を適用した工事の場合を除き、電子入札システムでの通知も併せて行うものとする。

(入札参加資格確認書類の提出)

- 第15 入札執行者は、第14第5項の規定により入札を保留したときは、速やかに落札候補者（最低の価格をもって入札した者又は総合評価点が最も高い者のうち入札価格が低い者をいう。ただし、それらの者が2人以上あるときは、くじにより決定された者をいう。）に連絡し、入札公告に基づき次に掲げる入札参加資格確認のための書類の提出を電子入札システムにより求めるものとする。ただし、郵送入札を適用した工事の場合は、書面により提出を求めるものとする。この場合、落札候補者は、入札参加資格確認書類を、提出を指示された翌日から起算して、原則として2日以内（土曜日、日曜日及び休日等を除く。）に提出しなければならないものとする。ただし、入札公告に別に定めがある場合及び入札執行者が別に提出日を指定した場合は、この限りでない。

- (1) 配置する技術者の資格及び雇用関係を確認できる書類
- (2) 施工実績等確認調書（施工実績等を入札参加条件とした場合）
- (3) その他入札執行者が入札参加資格確認等のため必要と認めた書類
- 2 落札候補者が前項の規定に基づく期限内に入札参加資格確認書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格確認のために入札執行者が行う指示に応じないときは当該落札候補者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。ただし、取扱要綱第16第4項により辞退届の提出があった場合を除く。

(入札参加資格の審査)

- 第16 取扱要綱第8第1項に規定する資格確認者（以下「資格確認者」という。）は、入札公告等に示した入札参加条件に基づき、最低価格を提示した及び総合評価落札方式実施要領第2の規定を適用した工事については、総合評価点の最も高い落札候補者から順次審査し、適格者が確認できるまでこれを行うものとする。

- 2 前項の審査は、入札書及び第15第1項の規定により提出された書類により行うものとする。
- 3 前2項の審査は、入札参加資格確認書類の提出された日から起算して原則として3日以内（土曜日、日曜日及び休日等を除く。）に行うものとする。

- 4 資格審査の手順は、別紙入札参加資格審査調書（様式第1号）に提出書類を添付し、それぞれの項目ごとに入札公告に示す入札担当班及び工事担当班が入札参加条件に合致しているかどうかを審査し、審査結果を入札執行者に提出するものとする。ただし、入札執行者と資格確認者が同一の場合は、第17の落札決定等と併せて審査決定することができる。
- 5 資格確認者は、入札参加資格の審査に疑義が生じた場合は、入札委員会に諮るものとする。
- 6 調査基準価格を下回った入札で、別に定める数値的判断基準（以下「数値的判断基準」という。）により落札不適当と判定された場合は、第1項から前項までの規定は適用しない。

（落札決定又は入札参加条件不適格の決定）

- 第17 入札執行者は、資格確認者から落札候補者が入札参加資格を満たしていることを確認した場合は、文書決裁の上、落札決定する。
- 2 入札執行者は、電子入札システムにより該当する入札参加者に対して落札決定を通知するものとする。ただし、郵送入札を適用した工事の場合は、電話等で通知する。
 - 3 入札執行者は、落札者に対して、電話等で連絡を取り、契約締結に必要な書類の提出を指示する。
 - 4 入札執行者は、資格確認者から落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して、電子入札システムにより、不適格の旨を通知する。ただし、郵送入札を適用した工事においては、別紙入札参加不適格通知書（様式第2号）を送付する。
 - 5 調査基準価格を下回った入札で、数値的判断基準により落札不適当と判定された場合は、第1項から前項までの規定は適用しない。
 - 6 落札決定までに入札公告等に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、入札参加資格がないものとみなす。
 - 7 総合評価落札方式実施要領第2の規定を適用した工事については、第1項の規定にかかわらず、同要領第9の規定により落札者を決定するものとする。

（入札結果の公表）

- 第18 落札決定の翌日から、入札結果等の公表要領（平成20年4月1日施行。以下「公表要領」という。）に基づき公表するものとする。
- 2 入札調書には、次に掲げる事項を表示するものとする。
 - (1) 入札参加資格不適格となった入札者の右側には「資格不適格」と表示するとともに、不適格とした理由を表示するものとする。
 - (2) 調査基準価格を下回った入札で、履行能力確認調査により落札不適当となった入札者の右側には「落札不適当」と表示するとともに、不適当とした理由を表示するものとする。
 - (3) 郵送入札を適用した場合においては、落札者となった入札者の入札金額の右側に「落札決定」と表示するとともに、落札決定日を表示するものとする。

（談合情報があった場合の対応）

- 第19 談合情報があった場合は、原則として談合情報対応マニュアル（平成30年4月1日施行）に基づき対応する。

- 2 入札執行者は、談合情報により入札参加者からの事情聴取の必要が生じた場合は、開札日を延期し、入札書提出期限後にこれを行うものとする。この場合、当該入札参加者は、事情聴取の際に入札執行者が指定した工事費内訳書を提出しなければならないものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第9に定めるオープンブック方式の適用は、当分の間、設計額が3千万円未満の工事の場合に試行するものとし、その選定に当たっては、適宜入札委員会において決定するものとする。
- 3 前項においてオープンブック方式を適用した工事を除き、設計額が3千万円未満の工事の見積期間の日数は、第5のただし書きを適用する。
- 4 次に掲げる要領は、廃止する。

(1) 企業局入札後審査郵送方式一般競争入札（ダイレクト型）試行要領（平成14年8月1日施行）

(2) 施工体制事前提出方式（オープンブック方式）試行要領（平成15年1月27日施行）

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第8に定めるオープンブック方式は、原則として設計額1千万円以上のすべての工事に適用するものとする。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 第8に定めるオープンブック方式は、原則として設計額が宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程（平成13年宮城県告示第727号）別表第2で規定する等級の最下位ランクより上位ランクの工事及び最下位ランクで設計額が1千万円以上のすべての工事に適用するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

2 第8に定めるオープンブック方式は、原則としてすべての工事に適用するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。